

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組および 令和6年度の調査結果について

北海道帯広緑陽高等学校 令和7年（2025年）年3月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

## いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

### 緑陽高校 いじめ防止基本方針 の概要

法や国の基本方針、道の条例や基本方針を踏まえ、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。詳細は本校の **HP** をご覧ください。  
**<http://www.obihiroryokuyou.hokkaido-c.ed.jp/>**

### 緑陽高校 いじめ対策委員会 の役割と活動

いじめへの対策を推進する校内組織です。教頭をはじめ、生徒指導部長、生徒指導部、学年主任、当該担任、部局顧問などで構成され、未然防止（いじめを許さない環境作り）、早期発見（相談窓口の設置や各種調査）、事案対処（事実確認、対応協議）、教職員の対応力の向上（校内研修会の企画・立案・実行等）、外部関係機関との連携等の活動を行います。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員または担当までお願いします。

**いじめ対策委員会 担当： 水崎 忍（生徒指導部）**

**連絡先：0155-48-6605（職員室）**

**Q1** いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

**A1** いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

**Q2** 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

**A2** 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

## 3 令和6年度 いじめアンケート調査等の実施結果について

今年度6月、10月、3月に調査などを行った結果、いじめの認知件数は9件でした。いじめは許されないという意識は高いものの、日常やSNS等の場面での人間関係において、不安を抱えている生徒もおり、その都度対応しております。引き続き「心の育成指導」を進めてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い致します。

**北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています**

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
十勝教育局教育相談電話（電話）	0155-23-4950	



子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>